

産業建設常任委員会記録

令和3年3月5日

【開催日】 令和3年3月5日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時55分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	川崎信宏
農林水産課農林 係長	平健太郎	農林水産課農林 係主任主事	稲葉徹
農林水産課参与	多田敏明		

【事務局出席者】

局長	尾山邦彦	書記	光永直樹
----	------	----	------

- 1 附属営業施設契約更新についての陳情書について
- 2 山陽小野田市地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書について
- 3 議案第30号 山陽小野田市地方卸売市場条例を廃止する条例の制定について
- 4 議案第31号 山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

中村博行委員長 それでは皆様、一般質問があったということで、大変お疲れとは思いますが、産業建設常任委員会をただいまより開催いたします。本日の審査内容ですが、まず、審査番号 1 番 2 番、この陳情書については先日の委員会でいろいろ審査した中で、それをまとめたものとして私のほうで 1 枚ものと裏が少しありますけども、これに沿って審査をしていこうと考えておりますので、よろしくお願ひします。それでまだ不足な部分がありましたら、皆様の御質問を受けて市で質問をしていただこうと思っております。それでは早速審査に入ります。まず 1 点目の附属営業施設契約更新についての陳情から入ります。これで先日の委員会で参考人から指摘された部分について、執行部の答弁を求めていきたいと思っております。最初に 1 点目、川崎次長の発言で行政財産であろうが普通財産であろうが、全部貸すか、一部貸すかということについては、可能であるという発言があったということです。ということは令和 3 年度以降も可能かという、この点について答弁ください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは私が 1 月 22 日に委員会で発言したことについて御回答いたします。まず委員会の際に、全部、開設者に貸さないといけないのかという根拠があるかという御質問でございました。これに対して、一般的に市場として、別に用途が分かれておるわけでもなく、一つの市場としての用途なので、それを全部貸すのが一般的な普通財産の貸付けですということでお答えをしております。それから普通財産だから全部まとめてではないと貸せないのかという質問に対しまして、全部貸すか一部貸すかについては、一部貸付けは可能ですが、先ほど申しましたように市場の運営を民間にお任せすることからして、駐車場その他土地建物を全てお貸しし、開設者の裁量によってその市場を運営することから全部お貸ししますということでお答へしております。それから、令和 3 年度以降は可能かということですが、これにつきましては、令和 3 年度からは、先ほども説明した理由によりまして、

開設予定者に土地と建物全てを貸すことといたしております。

中村博行委員長 山陽小野田市との現契約では問題がない限り、強制撤去又は契約破棄はないということになっているということから、令和3年3月31日までは市の責任と思うが、民と民とを理由に全て却下されたこの辺の理由についてはどうであるかということです。

川崎経済部次長兼農林水産課長 附属営業施設の使用が3月31日までなんです、それまでは使用できます。4月1日からは新たな開設者の権限により施設の使用を認めるため、4月以降使用をしない場合は3月末までの使用となります。

中村博行委員長 開設予定者提示文書の中で、全ての土地施設をお貸しすることはできません。また令和3年3月31日までに立ち退きを要求しているということから各買受人、附属営業店舗業者においても今後同じように同等の取引の形で、公共性、正常化、活性化を行うというふうに開設予定者が事前に提出された事業計画はこれと全く異なっていると。また、地元業者等の協力など全く考慮されていないと。こういったことから附属営業施設にとっては、事業の存続、廃業に関わる問題であると。また再出発を目指す市場にとっても縮小や衰退の加速とマイナス面が大きいのではないかという指摘がありますが、この辺りについて回答できる部分がありましたらお願いします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 取引につきましては、開設予定者の権限によるものなので、開設予定者との協議をお願いしたいと思っております。関係者が協議を希望していることにつきましては、市から開設予定者にお伝えをしております。それから契約の条件については、個別にお示しをされておるといふふうにも聞いております。それから4月1日につきましては、今度新しく民間市場がスタートいたします。再出発を目指す市場にとって、ゼロからのスタートということでもあることで、以前の

ような経営破綻をしないよう、民営卸売市場として継続、発展していただきたいというふうに考えております。

中村博行委員長 最初の陳情について、先日あったことから求めたことについて御答弁いただきましたが、これ以外あるいはこれに沿ったもので質疑を求めたいと思います。

宮本政志委員 まず先ほど市場として用途が一つということで開設者のほうに全部お貸しすることになっておりますと言われましたよね。これは間違いないですね。今度開設者というのは全部借りますよと。その開設者がその一部を例えば転貸というか、今の附属施設の方たちに貸そうとか、そういったことをいうのは禁止にする予定はないですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 市場をお貸しすることとしておりますのは、卸売市場として都市計画決定された東側の市道、公園の横ですけども、その進入路から市場の用地を全てお貸しするようにしております。そこにも建物がございますが、その建物土地について開設者が関係者の方にお貸しし、使用を認めることについては特段問題ございません。

宮本政志委員 続いて二つ目、先ほど使用しない場合は3月31日で退去してもらいますというふうに僕は受け止めたんですけど、そこをまず聞きましょう。間違えてないですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 現在、市場につきましては、市が使用される方に使用の許可を3月31日までにしておりますので、それ以降については、新たな開設予定者の使用許可の下で使っていただきます。3月31日までが市が認めておる期間ということでございます。

宮本政志委員 そういうふうに言うのであれば誤解しないんですけど、先ほどのように使用しない場合は、3月31日をもってという言い方をさ

れると、使用するのは4月1日以降もいいのかというふうに僕は受け止めています。そういったところは誤解を招くと思いますから、先ほどみたいな説明をしっかりとしたいと思います。

森山喜久委員 本会議場でもあったんですけど、この附属営業店舗の関係は借地借家法の適用外という発言があったと思うんですが、その辺、説明をお願いしたいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今回の一般質問でも借地借家法の適用はないかということでありまして、そのときは適用はありませんということでお答えをしております。これにつきましては地方自治法の規定による使用許可を前提とした行政処分なので、私人間の契約を規律する借地借家法の適用はありません。また使用料として歳入を上げております。これは公法上の収入であるもので、借地借家法の適用はないというふうに考えております。

中村博行委員長 先ほど宮本委員の質問に対してですけども、新たな開設予定者が一部を貸すということは、以前は又貸しの禁止が引っかかったと思うんですよ。今回は関係ないということですね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 行政財産は又貸しができませんということから、開設者が許可、承認をした方に市がお貸しする、許可をするということで手続をしておりましたが、普通財産ということからもう市が全体を開設予定者の方にお貸しして、改正予定者の方が又貸しされる分については問題ありません。

恒松恵子委員 附属営業人と契約書は交わされているんですか。それとも契約書はないまま賃貸されていたんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 条例の条項の中で契約をするようになってお

りますので、契約書は交わしております。その契約書については、許可を前提とした補完的な内容のものとして契約を締結しております。

中村博行委員長 あと資料も含めた中で相対的なこともやろうと思っていますので、それでは、2点目陳情者から出た意見を基にして作っておりますので、それを続けていきます。2点目の山陽小野田市地方卸売市場民間運営計画の見直しを求める陳情書についてです。これは、運業者の再選定あるいは再公募を含めた計画の見直しを要望するというものであります。この中でまず①として、認定予定企業が示した業務規程には、出荷品の制限、買受人や附属営業人の実質的排除、販売方法の変更などが盛り込まれ、開設者の独占的な運営が懸念をされる場所であるということです。②としては行政が開設者となる民間業者への指導や監督が一切できないことによる懸念として、3点あります。出荷者や買受人排除による独占が地元の農業衰退につながる。これについては農業製品の流通が阻害され、農業振興の拠点としての役割が果たせない。あるいは10倍の保証金を要求、また3月までに立ち退き要請があった。これによって皆さんの事業継続が困難になるということです。2点目、安心安全な学校給食が脅かされる懸念がある。これについては他社排除でよりよい品物をより安く納入するための入札制度が機能しない。またフォークリフト等機器の貸付けをしないことから、複数の納入業者の参加が困難になる。3点目が、地域の小売店に品物が流通せず、買物難民発生懸念がある。これについても、開設予定者の回答の中で出荷品は主にスーパーへは販売する。競りは行わない。このことから、地域のお店の仕入れができず、廃業に追い込まれる。この結果、買物難民が出てくるということでもあります。これについて最初から御答弁いただきましょう。まず1点目、認定予定業者がこういった様々なこういったことが盛り込まれている中で、独占的な運営になることが非常に懸念されるという点について御回答ください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 開設者の独占的な運営が懸念であるかどうか

ということでございます。民間開設者が県の認定による業務規程を作成し、運営することから、権限は開設者にあります。見直しを求める署名について、開設予定者から申立ての提出がありましたので、御覧いただければと思います。基本的には取引の中でのことで、市というよりは、開設予定者の方がお答えになっておられるところが多いかと思います。

中村博行委員長 それから②として行政が開設者となる、民間業者への指導や監督が一切できないことによる懸念として、出荷者や買受人排除による独占が地元農業の衰退につながるということについてお考えをください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これにつきましても、特に開設予定者が独占的にというところは、先ほどの県の認定による業務規程の作成がございましたので、取引のルールにつきましては県のほうの指導によりまして作成をしておられるところでございます。したがって、市といたしましては、この業務規程に従って取引をされれば、特に問題ないというふうに思っております。

中村博行委員長 それでは2点目の安心安全な学校給食が脅かされる懸念があるという点についてはどうですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これにつきましても開設予定者から申立てが出ておりますので、この中でまた御覧いただければというふうに思っております。市としては特に民間市場としての運営が始まっておりませんので、これにつきましては、今までの市場を更に継続発展していくということを期待しておるところでございます。

中村博行委員長 それでは3点目、地域の小売店に品物が流通せず、買物難民発生の懸念があるという点についてお考えをください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 地域の小売店に対して募集要項が配布されま

して、この募集要項によってかなり今までとは違う額の保証金を提示しておられました。その後開設予定者から、それぞれ取引関係者に個別に業務の取引の条件について当たられたということを聞いておりますので、それからすると、交流店舗に品物が流通せずということはないのかなというふうには思っておりますが、個別の条件については、ここでお話をされることなんで、その折り合いがつかなければ、小売店をおやめになれるというところがあるかも分かりません。今のところを個別にお話をされるということを聞いておりますので、取引が継続するというふうな期待をしておるところでございます。

中村博行委員長 一通り答弁いただきましたので、大きな2点目の市場民間運営計画の見直しのもので陳情について質疑を求めます。

高松秀樹委員 1点目に、認定予定企業が示した業務規程にはと書いてあり、出荷品の制限、買受人や附属営業人の自主的排除、販売方法の変更などが盛り込まれと書いてあるんですが、この事実関係を教えてほしいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは業務規程と書いてありますが、業務規程は開設予定者が今ホームページによってお示しをしておられます。私も資料としては持ち合わせておりませんが、そこに記載をされております。特にこのような出荷品の制限、買受人や附属営業人の実績排除とかそういうものがあれば、県の指導が入るかと思うんですけども、その辺は県が業務規程の内容について、指導していくということになります。

高松秀樹委員 つまり、業務規程にここに書かれているような3点については、盛り込まれてないということでもいいんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 業務規程というのが、県に申請するための業務規程をホームページでお示しをしておられるんですが、この中にあり

ますのは、先ほど申しました募集要項を送付した際に開設予定者から山陽小野田地方卸売市場業務規程基本6項目というもので、この基本6項目の中で、売買取引の原則とか差別的取扱いの禁止とかいうことをうたっておるのかなというふうに思っております。これによると特にここに掲げてある3項目については、特に触れてないというふうに思っております。

高松秀樹委員 認定の場合、この基本6項目はマストですよ。これ以外のところでももちろんまだ認定を取られてないと思うんですけど、7項目めから何かそういったものをにおわせるような規定があるんですか。今までの話だったら、ここに書いてあるこの三つは盛り込まれてないというふうに聞こえてきたんですが、陳情者が書かれているので、どこかにこういうのが業務規程の中にあるのかなと思って質問しています。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これにつきましては、今申しました募集要項の中にあるものについては、これが触れてありません。先ほど申しましたホームページのほうの業務規程につきましては、まだ拝見していません。これは県から指導を受けて今から進めるということで挙げられておるもので、この中のものに3項目が入っているかどうかは、今確認が取れていない状況です。

岡山明委員 開設者の独占的な運営が懸念されるという状況で、買受人や附属営業者の方々との打合せというんですか、そういう方々が直接開設者と協議をしたという話がないと伺っています。それに対して市として、県のほうに認定を取るかどうか、整合性がないなと私は思ったんですけど、その辺陳情者と市で違いがあるんですけど、どう思われますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 まず業務規程について法律で定められているものは、6項目以外を定める場合には取引関係者の意見を聞いて定めなさいとなっております。これについては、先ほど申しましたように、ホ

ームページ、それから市場の掲示板に貼らせてほしいというお願いがありまして、それを承認して貼っておりますが、「ここを見てください。もし見れないときは、開設予定者に連絡をしてください。」というようなもののお知らせがございます。それを周知して意見を聞いて、県に今から申請をするということになるんでしょうが、それにつきましても、市がどうこうしてくれということではなく県の認定になりますので、業務規程の周知なり、意見の大きいことについては県の指導をもって進めておられるところがございます。ただいま議員がおっしゃられました県のほうの認定につきまして、しっかり協議しながら進めておられるということを知っておりますので、そこについては、間もなく県に申請されるというふうに思っておりますし、関係者の方に対しては先ほど申しました全ての情報を開設予定者が持つておられるわけではありませんので、市のほうの情報をもって募集要項等をお配りしながら、その中でまた意見を開設予定者のほうにお尋ねといいますか、された方もおられますし、開設予定者から取引関係者の方に、個々にお話をされたということも聞いております。また、市のほうに問合せ等がありましたら、開設予定者のほうにはお話をつないでおるところでございます。

岡山明委員 私も民々の契約の形になるか市が関わってくるかという状況で、この権限の認定という状況の中で認定というのは、お話聞く限りは市が関わっているような、そういう話ぶりなものですから、その辺が私は開設者と附属営業人とで民と民との話合いの下で認定が進められているという状況でよろしいですか。中に市が関わっているということはないという状況ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 民と民の中には市は入らないということでございます。

岡山明委員 市は関わらないという状況の中で県への認定は、当然、市が関わってくるんじゃないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 県の認定を取りに行くのに、申請者は開設者です。新たな開設者が申請をします。市は今この新たな開設者が認定するに当たって、二つほどしておりますが、一つがまず、業者間の協議が整ったときに、開設予定者の方に今後、県のほうに認定を受けてくださいと、手続をしてくださいということでの開設予定者としての決定をしました。それが一つです。それと先ほど申しました業務規程を周知するために市場の掲示板を貸してくださいということがありましたので、市場の掲示板を貸したというこの2点が主にこの認定について市が関わったところで、あとは民間の開設者の方、新たな開設者の方が独自で今進めておられるところでございます。

高松秀樹委員 いろいろ問題なのは何点かあって、その一つがここに書いてある買受人の排除。この買受人の排除というのは、現在の段階でこういうことになるのかならないのかという想定はできますか。こういう排除になるというふうな話も聞いておりますので、まずそこはどうなのかを教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これは全く分かりません。排除という言葉がどうなのかとありますけど、個別にいろいろ条件を提示されたりということも聞いておりますので、折り合いがつかなかったということも含めて市としては分からないところでございます。

高松秀樹委員 排除というのは、最初からゲートのところでストップを掛けて駄目ですよということだと思っんですよね。もしかしたら、例えばそういう入り口に買受人の人が入らない状況で、買受人とならないというときは排除じゃないと思っんですけど、非常に分かりにくくて、民間事業者がやるということで、そうなれば買受人の選別は、自由になるというふうに思っていいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 開設予定者の裁量で取引が行われるということになります。ただ、先ほど申しました6項目にもあります差別的な取扱いをしないということもございますので、その辺りについては、県の指導を受けながら、公平公正な取引が行われるということでございます。

高松秀樹委員 つまり今回はこういう形にするっていうことは、民間にお任せをします。民間の自由裁量の中でやるんだけど、県の基本6項目と、それにつながる7項目、8項目があれば、それを遵守して行うということになると思うんですね。そうするとある程度自由だと思います。それはそれでいいんですけど、開設者の事業計画と経営計画書の中に五つの基本方針であって、旧市場にて行政より許可を得ていた買参者への協力とあるんですよ。どうしてもこれを見ると、今までの人たちを言葉は別にしても排除しないというふうに読み取れるんですが、どういうふうに読み取ったらいいのかなと。だから、結果そうなることもやむを得ずということでもいいんですか。

多田農林水産参与 今回の件なんですけども、行政が民間事業者にお願いします。あくまでお願いしていた案件ではあります。その中で県の担当者、開設予定者等といろいろな形で話を進めていく中で、仮に取引をしない相手がそこにいたとした場合、取引しない正当な理由がない限り、取引はしていきますよということです。要は、高松委員が言われたように自由裁量ではあるんだけど、取引しない理由は明確にするよと。協議の中で一番気になるところです。市からのお願いということであれば、お聞きしたいんだけど、必ずしもそうならない場合もありますよと協議の中で開設予定者からのお言葉は頂いておりますし、県のほうも特別な理由もなく排除というんですか、取引をしないということ自体は、いかななものかというふうなお話も聞いております。

高松秀樹委員 ということはこの言葉を借りたら、買受人の排除がある場合、又はあった場合、開設者や卸売業者からその理由を明確にするというこ

とになるわけですね。今の状況の中でそういう話にはなっていないと受け取っていいんですか。

河口経済部長 市場関係者の方に募集要項を配りました。取引をしていきたいという方については、当然それを出されるであろうと私どもは思っております。それが何件聞いているかは確認していませんけども、それによって、あなたとは取引ができますよ、又はできませんよというのは当然、その合理的な理由を伝えられるんじゃないかなというふうには思っております。

高松秀樹委員 開設者からの取引希望があるかないかというのがあったわけですね。それに申し込んだ買受人の方がいらっしゃったか、いらっしゃらないか別にして、漏れなく取引が行われるという話ですね。申込みをしなかった人に対しては、本会議場でもあったように、個別でどうしますかと。要は、その保証金の20万円の問題もあってどうしますかという話をされておるといふふうに考えていいんですか。

河口経済部長 高松委員が言われた中で申込みされた方が、全てオッケーだといふんじゃなくて、申し込まれた中で、その方とは取引します、しませんよというのは、しませんよという場合には特に合理的な理由が必要だといふふうに思っているんで、その辺は分からないんですけども、今の言われたような形で開設予定者の方々がまだしておられないところに対してお話を聞きされる中で、そういういろんなお話があった中で、こういうことができます、できませんよという話をされたということはお聞きしております。

高松秀樹委員 最後に個人的な意見なんですけど、中央青果が倒産をして民間事業者が最終的にこの市場を引き継ぐという中で、我々議員は恐らく全員、買受人とか出荷者も含めて全ての人が仲良くとは言いませんけど、しっかり商売をしていってほしいという気持ちを持っており、それは執

行部も一緒だと思うんですね。でもそうじゃない場面が生じているので、こうやって陳情書が出たり、こういう話になったりしているんですけど、議会もなかなかどうこういう立場にもありませんし、行政も公式には民間に任せてるということで、余りものを言う立場でもないかもしれませんが、やっぱり結果として最後よかったねという結論になるように、水面下でも汗をかいていただけたらなというふうに思います。

中村博行委員長 高松委員がおっしゃったように一番それが理想であり、そうあってほしいという気持ちは皆同じだと思いますが、なかなか心情的に対立する部分があってこういった結果を招いているのかなという気がしております。本当に議員の立場としては高松委員が、本当に代弁していただけるようなところがあるかと思います。それから資料でYフーズ株式会社から市長あてに出た内容のものですが、ほとんど審査した中で懸念されていることについて否定をされている内容というふうに思っておりますが、これについても御意見があればお願いします。

高松秀樹委員 意見ですけど、開設者から出てきた文章をずっと見てみると、上から4行目に買受人排除とありますが、前日の運営方針のとおり排除する考えはありませんと。「善良な買受人の皆様」と書いてあるところが非常に気になって、民間業者からすると、ここでいろんな思いが入っているのかなというふうに思って、恐らく行政の皆さんもそういうふうに思っているんですけど、何かうまいことしっかりやっていただきたいなという思いです。

中村博行委員長 この内容を見ますと双方、今までは一方を委員会としても聞いていたんですけども、双方の意見が出てきたなということで、取り上げるに、非常に私ども苦慮をしているところでございます。そこで私のほうから執行部に対してうまい行司役といいますか調整役となれるように是非努力をしていただきたいという思いであります。

多田農林水産参与 立場上、開発予定者と土地建物の賃貸借関係も含めていろんな協議をじかにさせていただいております。その中で、取引相手につきましては個別で事情が違うのだから個別で問い合わせしてほしいというのが開設者からも開設予定者からの要望でもありました。そういうことを考えたところで直接言葉を交わしていく。そういった行為を取っていただけが一番だと私は思っておりますし、開設者もそれを望んでおられました。それは何を意味するかというと、個々で状況が違うんじゃないですかねという思いを込めて言われたと私は理解しております。

中村博行委員長 そういうふうにおっしゃっているということも、ある意味理解はできます。それについては個々にお話をされるということで、良い悪いは別にして、市場でできない状況であれば、個別に企業として取引をさせてもらうという文言もあったように思いますので、その辺を含めた中で個別に本当にそれぞれがお話をされれば、一番いい方向に行くと思います。それぞれ心情的なものもあって難しいと思いますけども、是非とも行政でできる範囲でその辺の仲裁役というかそういう役割を担っていただければ、これにこしたことはないかなという気がしております。ほかにございますかね。（「なし」と呼ぶ者あり）それではこの今日の審査番号1、2についてはこれで審査を終えます。ここで一旦、休憩に入ります。14時20分から再開をいたしますので御参集ください。それでは暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を続けます。審査番号3番、議案第30号山陽小野田市地方卸売市場条例を廃止する条例の制定について、改めて執行部の説明を求めます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 議案30号山陽小野田市地方卸売市場条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。令和2年6月21日、卸売市場法改正以降、卸売業者が不在のため、県の認定を受けておりません。そのため、地方卸売市場を名乗れないこと及び4月1日から行政財産から普通財産に変更して、民営市場が開設される予定であることから、山陽小野田市地方卸売市場条例を廃止するものでございます。6月21日以降は、市場取引を継続するため、やむを得ず条例の一部適用しております。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

森山喜久委員 条例を廃止する条例で、市の方針として民間で市場を行うという状況でいえば、この廃止条例が出るのは致し方ないのかなと思っていますが、気になる点として経過措置を記載しておくべきではないかと思っています。例えば、保証金、仲卸、附属営業人が入れている保証金の充当に関する経過措置、返還に関する経過措置、あと、その保証金の返還に関する特例、3月31日以降にもし返還するのであれば、そういった特例が要るのではないかと。あと市場施設の返還、先ほど3月31日までにとあるんですけど、市場施設の返還に関する経過措置、そしてもし補修する事項があれば、そういった補修命令に関する経過措置、あと使用料に関する経過措置、全部で経過措置五つと特例一つ、それらを加えたほうがいいのかというふうに思いますが、どうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 委員から御質問のございました経過措置でございますが、今回の条例には経過措置がございません。主に経過措置の必要なものとするれば、保証金の充当、それから、保証金の返還ということになるかと思いますが、保証金の充当については、これは特に充当しなくても、何か損害賠償というか請求するものが発生したときには、請求し、それを保証金に充当できるというものですから、3月31日ま

では適用となります。それから、返還については、現条例につきましては30日を経過して返還しなければならないとかいうような条文になっておりますけども、4月1日から適用がございませんので、保証金につきましては、その後を速やかに返還するとしております。それから、使用料等につきましては、ほぼ3月31日までに発生したものになりますので、それについてはこの後あります特別会計の条例で出納整理期間を設けるようにしておりますので、その中で整理ができると思っております。ただ、今委員がおっしゃられた経過措置につきまして、入れたほうがより明確にはなりますが、入れないことによって支障を来すというものではございません。

森山喜久委員 経過措置は特に入れなくても大丈夫ということよろしいでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そのとおりでございます。

岡山明委員 確認するんですけど、開設者の認定は4月1日以前には必ず下りるという状況ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 当然3月今月中に認定を取っていただくことになりますので、そのように今開設予定者が県と協議をして進めておられます。

中村博行委員長 ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようですので質疑を打ち切ります。それでは討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので採決に移ります。議案第30号山陽小野田地方卸売市場条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第30号は可決すべきものと決しました。続きまして、議案第31号山陽小野田地方卸売市場事業特別会計条例を廃止する条例の制定について、改めてまた説明を求めます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは、議案31号山陽小野田市地方卸売市場事業を特別会計条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。令和2年6月21日、卸売市場法改正以降卸売業者が不在のため、県の認定を受けておりません。そのため、地方卸売市場を名のることができないこと及び4月1日に山陽小野田市地方卸売市場条例を廃止する予定であることから、山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計条例を廃止するものでございます。経過措置でございますが、2にありますものは、出納整理期間を設けたものでございます。それから経過措置の3につきましては、出納整理期間後の債権債務は、一般会計が引き継ぐという内容のものでございます。以上でございます。

中村博行委員長 質疑を求めます。

高松秀樹委員 先ほどの議案第30号とほぼ一体化しており、異議はないんですが、今の経過措置の3番の未収金、未払金うんぬんとありますが、これの見通しはそれぞれどういう状況なっていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 出納整理期間にあります使用料等につきましては、出納整理期間内に納入いただくという予定にしております。それから、小野田中央青果のものでございます。これについては、今、30万円ほどの保証金を預かっておりますが、令和2年度の決算にありました電気代、使用料、ごみの処分費が約12万円ありました。それを充てることとしておりますし、今後売場の中にあります、中央青果の財産である冷蔵庫が二つありますが、これを撤去する、撤去費用として充てるようにしております。時期が令和3年4月以降速やかに手続をするよう

にしておりますので、出納整理期間後はないのではないかなというふう
に思っております。

森山喜久委員 それであれば先ほど電気料の話があったんですけど、冷蔵庫の
電気料、返すとか返さないとかそういった話がありましたよね。それは
どうなっていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 関係者にお伺いしております。こちらも電気
代が不明なところもあったので、その辺を精査して今お話を詰めておる
ところでございます。

宮本政志委員 今の中央青果の補助金の30万円が当たっている部分といろい
ろ相殺されることを言われたんですけど、中央青果から見たら、市に対
する補償金は債権ですよ。逆に市から見たら、電気代とかそういった
撤去費用というのは中央青果に対する債権になりますよね。破産の手続を
していますが、その辺りは管財人と話をしていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 破産管財人と協議を進めております。特に文
面で今やり取りをしております。

中村博行委員長 ほかよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようで
すので質疑を打ち切ります。それでは討論ございますか。（「なし」と
呼ぶ者あり）討論はありませんので採決に移ります。議案第31号山陽
小野田市地方卸売市場事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 したがいまして、議案第31号は可決すべきものと決しまし
た。ここで先日、2月25日の産業建設常任委員会に参考人として御出

席いただきました高橋様から一部発言の取消しの申出があり、記録を精査の上措置をいたしましたので御了承ください。以上で産業建設常任委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後 2 時 5 5 分 散会

令和 3 年 3 月 5 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行